

# 総務文教常任委員会会議録

(令和8年6月18日)

※一部抜粋

交野市議会

# 総務文教常任委員会

## 時 間

10:00～11:50

13:00～14:17

## 案 件 1. 付託議案審査について

議案第25号 専決処分事項報告について（令和7年度交野市一般会計補正予算（第10号））

議案第29号 交野市職員分限懲戒審査委員会条例の制定について

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 交野市立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第39号 訴えの提起について

議案第40号 工事請負契約の締結について（交野市本庁舎耐震・設備等改修工事）

議案第42号 令和8年度交野市一般会計補正予算（第1号）について

議案第48号 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 令和8年度交野市一般会計補正予算（第2号）について

## 2. 資料請求について

## 3. 所管事務調査について

（仮称）青年の家図書館整備基本計画について

交野市教育大綱（令和9年度～令和12年度）について

交野市公共施設等総合管理計画（交野市公共施設等再配置計画）について

## 4. その他

## 出席委員（8名）

委員長 岡田 伴 昌

副委員長 山下 千 穂

委員 三 浦 美代子

委員 黒 田 実

委員 松 永 隆 太

委員 皿 海 ふ み

委員 松 村 紘 子

委員 岡 田 智 里

## 欠席委員（なし）

## 傍聴議員（1名）

議 員 安 部 敬 子

## 傍聴者

一般傍聴者（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長 危機管理監	山添学
教育長	池永安宏	理事兼 都市まちづくり 部長	竹内一生
理事兼 教育次長兼 教育総務部長	和久田寿樹	危機管理室長	久保田剛司
財産管理室長	阿佐正和	総務部長	南賢治
企画財政部長兼 上下水道部	苗村徹	市民部長	小川暢子
地域振興部長	西岡浩二	こども家庭部長 兼第三者調査委 員会事務局長	島田国久
健康福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子	教育指導部長	高寄育
財産管理室長 代理	森下真	総務部次長	今堀祐児
企画財政部次長 兼上下水道部	松浦新太郎	市民部次長兼 市民課長	菅和美
市民部次長兼 課税課長	東田和成	地域振興部次長	山埜勝哉
地域振興部次長 兼スポーツ 青少年課長	佐伯尚之	こども家庭部 次長兼 子育て支援課長	森山友美子
健康福祉部次長 兼福祉総務課長	畠山悦子	健康福祉部次長 兼健康増進課長	早野多恵子
都市まちづくり 部次長	藤原功	都市まちづくり 部次長	林直希
教育総務部 次長兼 まなび支援課長	坂元智紀	行政委員会 事務局長	村上務
危機管理室課長	吉永貴俊	財産管理室課長	山口茂樹
総務部総務課長 兼消費生活 センター長	船戸貴彰	人事課長	植垣和貴
秘書政策課長	奥田朋史	財務課長兼 上下水道部	厚主敏治
情報 マーケティング 課長	藤生英徳	収納管理課長	山口始
文化観光課長兼 教育文化会館長	真鍋成史	図書館長	原田麻生
生活福祉課長	和田吉功	障がい福祉課長	猿橋峻
高齢介護課長	福田美樹	土木管理課長	土井章央

行政委員会事務局長	野村昌司	総務部総務課長代理	安永雄一
人事課長代理	松井慎治	秘書政策課長代理	木南良太
財務課長代理兼上下水道部	西浦朋子	情報マーケティング課長代理	藤原敦子
課税課長代理兼固定資産税係長	森本一穂	課税課長代理兼税務総務係長	吉田邦重
収納管理課長代理	木田昌彦	文化観光課長代理	吉田知史
スポーツ青少年課長代理	絹川誠	図書館課長代理	和田亜都子
生活福祉課長代理	鶴義行	障がい福祉課長代理	久保田佳代
土木管理課長代理	金居雅俊	まなび支援課長代理	岡田健嗣
図書館主任	益田訓子		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村健一	局長	大湾桂子
係長	竹村真仁	主任	松井彰宏

(午前10時00分 開議)

1. 委員長(岡田伴昌) おはようございます。本日は総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

この際、傍聴人に申し上げます。

委員会においては、交野市議会委員会条例第16条の規定に基づき、撮影及び録音を禁止するとともに、傍聴人の守るべき事項等を遵守願います。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) おはようございます。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダ内の令和8年第2回議会(6月定例会)フォルダにあります議案書・参考資料フォルダに格納しています。また、その他の資料は総務文教常任委員会フォルダ内のR080618フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長(岡田伴昌) あらかじめ申し上げます。本委員会に付託されている議案第48号及び議案第49号は、資料請求希望がなかったため、本日、案件2、資料請求については行わず、付託案件審査を行います。

理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長(山本 景) 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、大変お忙しい中であるにもかかわらず、総務文教常任委員会を開催くださいましたこと、委員の皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございます。また、開催場所に関しましては、別館につきましてはチームが1階、3階の移転をしまして、ちょっと皆様にはご不自由をおかけをする点に関しましては、多くを広めているところでございます。

去る4日並びに12日の本会議に提案をいたしまして、本委員会に付託されました案件につきましては、ご審議を皆様をお願いをするところでございます。

具体を申しました令和7年度一般会計の補正予算に関する専決処分事項報告が1件、条例制定に関する議案が1件、条例一部改正に関する議案が3件、訴えの提起に関する議案が1件、工事請負契約の締結に関する議案が1件、令和8年度一般会計補正予算に関する議案が2件、以上の9件でございます。

何とぞ慎重なるご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、委員会開催に際しましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 委員長(岡田伴昌) それでは、これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付された各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査したい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略したいと思います。また、各委員はあらかじめ初めに資料のページ数等をお示しください。なお、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されています議案第42号 令和8年度交野市一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

まず、審査順序1、総務管理費に関する質疑を行います。質疑はありますか。

1. 委員(皿海ふみ) おはようございます。よろしくお願いたします。

まず、請求資料の10ページのところなんですけれども、9ページ、10ページの弁護士のアドバイザー業務委託ということで、今回のハラスメント事案を受けて、今後は、通報があった後に弁護士の方に調査実施の部分等についてご意見をいただくというところのプロセスというのは大事だというふうに思うんです。

その後の10ページのハラスメント行為に起因する内部通報事案の流れの一例ということでフロー図が示されているところなんですけれども、今後、通報があって弁護士さんからご意見聞いて調査が必要となった場合、被害者、行為者の調査をした後、分限懲戒審査委員会の流れの中で、右側にちょっと付け足しのような感じで事案によっては第三者調査委員会に諮問するというようなことが書かれているんですけれども、これ、議会のほうから要望させてもらっているのは、通報があって弁護士が調査が必要だということになれば、もう全て第三者委員会のほうにかけていくようにしましょうと。途中で内部のほうで何か判断のミスがあったりとか止まってしまったりしないように、全て第三者委員会のほうに判断してもらうような流れにしていくべきじゃないかということで議会のほうから要望させてもらっていたんですけれども、これはそういう流れではなくてということなのか、そのあたりをお聞かせください。

1. 人事課長(植垣和貴) お答えいたします。

資料の見え方があたかも時系列上、最後になって第三者委員会が登場するように見えてしまっている部分があるのですが、これはフローのどの段階を問わず、例えば通報があった段階で、おっしゃるように弁護士さんの判断、これはもう第三者委員会にかけるときだろとかいう案件でしたら最初から第三者委員会にいくと、そういったことを想定しているものでございます。

1. 委員(皿海ふみ) 被害者、行為者とされる方の調査が必要な場合は、全て第三者委員会につなげるという流れにはなっていないのでしょうか。全件です。

1. 人事課長(植垣和貴) お答えいたします。

第三者調査委員会のほうを使うかどうかという、全件というふうなことでは、そこはあくまで専門家の弁護士のほうにご判断いただいて、事案の重大性であったりですとか、様々な事象を総合考慮して第三者委員会による完全に客観的な調査がふさわしいという案件でしたら第三者委員会に諮問する、そういったところを想定しております。

1. 委員(皿海ふみ) 例えば、この流れの一例でいくと、分限懲戒審査委員会が開かれるといたら、

何らかのハラスメント行為があったという確認がされているような事例かなと思うんですけども、そういった場合でも第三者委員会にかからないこともあり得るといような認識でしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

事案の重大性であったり社会的影響の大きさであったりですか、あるいは調査の状況、例えば行為者も被害者も全て証言が完全に一致していて証拠も整っている、これ以上悩む必要もないような状況に関してであれば、第三者委員会を開かないといったケースもあり得るのかなと感じております。

1. 委員（皿海ふみ） そのこのところが今回の教訓を反省して繰り返さないという中で、内部で判断をしてしまうことで判断のミスがあったり忖度があったりだとか、弁護士さんの判断をいただくにしてもそれが外からなかなか検証がしにくいという中で、内部で止まってしまったんじゃないというような期限の余地を残さないためにも、全て第三者委員会で判断してもらおう、見るからにこれはどうかなというような案件であってもそういう第三者に判断してもらおうという仕組みづくりが必要じゃないかということで議会からも要望させてもらっていますので、そこはもう少し制度設計の見直しというのも進めていただきたいと思います。

それと、9ページのところでハラスメント処理委員会を開催するかどうかということも、アドバイザー業務の中でご意見いただくということなんですけれども、ハラスメント処理委員会の構成は、今、副市長、総務部長とか、庁内の職員だけだと思うんですけれども、そこについてはどうお考えなんですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

確かに、現時点では内部委員会に過ぎません。今回の一連の件を踏まえたときに、じゃ、内部での委員会での判断というのはどうするのかと考えたときに、今後の課題の一つとしては、ここに外部委任を導入していくといった方向性の検証が必要であると考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 今後、委員会から要望させてもらっているのは、ハラスメント防止指針に従って、相談があったときにこちらも全部ハラスメント処理委員会に流していくというのと、ハラスメント処理委員会自体が職員ではなく、第三者だけで構成していくような方向にすることが必要じゃないということで要望していますので、そのこのところも議会の要望を受け止めていただいている面があるかなというふうに思うので、運用に当たってもう少し。  
（「違う」と呼ぶ者あり）

1. 委員（皿海ふみ） 違いますか。  
（「違うと思う」と呼ぶ者あり）

1. 委員（皿海ふみ） 違った。  
（「全然違います」と呼ぶ者あり）  
（「要望されているんですよね」と呼ぶ者あり）

1. 委員（皿海ふみ） 何か違いますか。

1. 委員長（岡田伴昌） 委員会の中ではないので、そのまま発言を続けてください。

1. 委員（皿海ふみ） 議会の意見もよく検討いただいて、改善すべきところはしていただきたいと思いますというふうに思います。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。

1. 委員（黒田 実） 私のほうからも、今の流れで、参考資料でいくと145ページ、ハラスメント防止制度等に係る弁護士アドバイザー業務委託と、これについて確認をしたいと思えます。

まずは、そもそもということで、現在、市は、法的サポートを法務職として顧問弁護士さん、それから、職員としても法務職を採用している、登用している。一定法的サポート、要するに弁護士さんの雇用があるという中で、今回さらに、当然これは補強するというような意味合いになるかと思うんですが、今、この時期にというのは、まだ、これ答申、第三者委員会の報告、1回も確認できていない。課題がどこにあるのかということもまだ我々としては共有できていない中でこういう補強を先行してやられるということなので、そのあたりについてのまず説明をお願いしたいと思います。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

今回の内部通報の一連の件をめぐって、結果として1年間放置していると言われても仕方のないような状況になってしまうことを踏まえたときに、まず、我々に対する職員であったり市民であったりの信頼ということに目を向けたときに、やはりこういうふうな形で外部の方が関わったほうが皆さんも安心して通報あるいは相談することができるのではないかと、そういった思いから率先してこちらのほうからこういう取組ができたというところで提案をさせていただいたものでございます。

1. 委員（黒田 実） 外部の方が関わっていただいたほうがより通報の安心があるのではないかと趣旨なんですけれども、では、先ほどの追加資料で10ページ、従来と今後ということで示していただいているんですけれども、従来はこういう流れでしたということなんです。ちょっと確認したいんです。通報から被害者とされる者、行為者とされる者、いわゆる調査で最終的には分限懲戒と、その度合いによってはということなんです。従来というか、先ほど今回の内部通報、パワハラの一連の問題を背景にということですか。

当時、本市においては法務職もおられたと。顧問弁護士もおられたと。外部の方より第三者性ということなのかもしれないですけれども、当時、法務職の方々にも相談をなされたんですか、そういう内部通報。今回はハラスメント行為に起因する内部通報事案、人事案件というのは、別にこれだけに限らないんです。あるいは内部通報だけじゃないです。本人が直接人事課にこんな被害を受けました。これ、内部通報どころか直接被害届です。ということなんですけれども、いわゆる内部通報事案、かつての件でこのあたり法務相談等しっかりなされたんですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

当時、顧問弁護士のほうには相談のほうをしております。法務職も、当時は1名体制で女性の法務職が1人、今もおるんですが、ただ、当時ちょうど通報があった少し後から産休・育休に入ることが予定されていたのもあって、以後の実質的な段階のところの管理に関しては、どちらかというと顧問弁護士との相談を主体に進めさせてもらっておりました。

1. 委員（黒田 実） 顧問弁護士さんなのか、あるいはまた長期休暇前シカの法務職のタイミングだったのかもしれない。いわゆるしっかりと法的サポートは整えている中で、法務相談は顧問弁護士さんになされたということですから、要は、そうするともう一度聞きますが、それではやっぱり不十分だと。補強するというのは、要はそれでは不十分だということからそれなりに補強するということであって、顧問弁護士さんであろうが、法務職の職員さんで

あろうがいいんですけれども、そのあたりの認識はどうなんですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

もちろん従前どおり、顧問弁護士のほうにも相談は一定していく中で、もちろん複数相談先があったらセカンドオピニオンの使い方でもできるということも、補強の余地もございしますが、何よりも重要なのは、これまで以上に第三者的な立ち位置にいる弁護士さんが関わることによって、安心して皆さんが通報、相談できると、そういった環境の醸成が一番重要であると考えており、今回の提案に至ったものでございます。

1. 委員（黒田 実） 安心して相談できる体制というのは大事だと思うんですけれども、ちょっとそこはまだ私はしっかりとこないんです。じゃ、十分に機能していなかったのかと。これはもう第三者委員会の報告を待たないと仕方がない。中でどういうことが起こっていたんだということなので、やっぱり早急に出していただきたいんです。

それで、今後、ここにおいて弁護士相談ってあるんですけれども、これ、各それぞれのプロセスにおいてしっかりと実施の調査方針を相談する。資料では、やはり指導、助言をいただくということなんですけれども、それはそれで指導、助言をいただく。ちょっと気になるのは、要するに、当然関わった職員さんも含めて、指導、助言だけじゃなくて適正に公平・公正に調査に関与したかどうかということは、これチェックは要すると思うんです。監督ですね。

分かりやすく言います。もしそういう事案が発生した場合、その訴え出た方と、あるいは行為者とされる者と、むやみやたらと調査に関わる人間が業務上であっても関わるべきでは私はないと思うんです。そこにいろいろなことが、やり取りが行われて、結果、事実が、例えば湾曲されるだとか、まあまあちょっと穏便に、これ例えです、分かりやすく言うと。

つまり、そのプロセスにおける公平・公正がしっかりと保たれた中で調査が進められているというのは、これはもう指導、助言だけでは確保できない。しっかりとそれはチェックがなされてなければです。あるいは、これも庁内だけじゃないです。プライベートにおいてもそういう接触があったかどうか、これはもう厳格にしていかないと。

だから、今回第三者委員会を設置するというのは、まさにそこが大きな狙い目だと思う。むやみやたらと接触できない。そこが大事だと思うんですけれども、そういうことなんですよね。今回のアドバイザー業務委託だけで、それは担保できますか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

指導・助言とは書いてはいますが、もっと一番にモニタリングを想定しております。細かく各団体において現状の進捗状況であったりだとか、今後の方針を報告すると同時にこの資料をあおぐところで、我々のそういう調査自体も、一定モニタリングしていただきながらその監督下に置いて調査を進めていくことを想定しておりますので、きめ細かく相談することで対応は可能かと思えます。

1. 委員（黒田 実） モニタリングをするということなんですけれども、私、それではやっぱり弱いんじゃないかと思うんです。その辺のルールですよ。調査に関わる職員の中立性、独立性をどう確保するか。これは、今言ったように、第三者的な法務職の方の指導、助言、あるいはモニタリングということなんですけれども、結局はやっぱりその環境づくり、ルールづくり、さっきちょっと具体的に言いましたけれども、そういう事態になればもう接触

はできないというようなルールをつくらないと、これ、私、機能しないと思うんですけども、いかがですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

アドバイザー弁護士と相談する中で、例えば、行為者とされる方に現時点でのそういう接触を禁止すべきであるといったような助言がありましたら、それに従って接触しないようにこちらからそう伝えると、そういったことは考えております。

1. 委員（黒田 実） 助言はいいんですよ。助言はいいんですけども、それを内部規定なんかには置かないと、今度は、助言はいただいた、それを破りましたと言うても、それだけで、じゃ、仮に関わった職員もそのプロセスの中で、ひょっとしたらあなたのやっていることはもう公平・公正、独立性を逸脱しているということになれば、それが一定の処分に至るかもしれないというようなそういったルールづくりは必要じゃないかと申し上げていまして、それは、だから繰り返し言います。助言だけでは駄目で、そういった内規というものの整備をしないと、結局補強したとて、決して職員さんを疑っているわけではありませんが、そこまでこういうふうに体制を強化するというならば、私はやっぱり今回の一連の課題の一つは、じゃ、調査に至るまでにどうなっていたのか、情報漏えいも含めてどうなのか、これ、だから第三者委員会の報告がないから想像でしかないんです。

なので、私が申し上げているのは、ルールづくりは、アドバイス、助言ではなく明確なものでなければならないと思うんですけども、再度お答えをお願いしたいと思います。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

現在、第三者調査委員会には諮問しております事項の中には、こういった体制の在り方、制度の在り方といった点も含まれております。そういったことも踏まえて、この内部通報要綱ですとかハラスメント防止指針、そういったところの見直しを必要と考えておまして、ご指摘いただいた内容も含めて、またアドバイザー弁護士とも相談しながら、こういった制度がいいのかというところは、今後、検証してまいりたいと思っております。

1. 市長（山本 景） 本市におきましては、皆さんもご承知のとおり、こういったハラスメントの管理の要綱がございます。平成28年にできておまして、他市さんを参考にした関係もありまして、合理的な法規とか処方とかそういったものを求める規定が当時から載っております。また、令和4年6月に公益通報者保護法が改正されているにもかかわらず、本市におきましては改正を忘れておまして今に至っておりますので、これは私が着任前の懸案ですけども、委員ご指摘のご意見も踏まえまして、改めて今の現在の状況に合わせて、また令和8年12月に公益通報者保護法は改正されますので、こちらも盛り込んだ要綱に改正すべく市としては取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 補強するのは悪いことではないと思うんです。けど、それまでにやらなくちゃいけないことあるんじゃないですかと。これをほんまに機能させるためには、幾ら法的アドバイスを受けてもその調査が本当にまず関わる人が安心してできるものでなければならぬ。当然通報された方も安心してその調査を任せるといふ。それは、実は今申し上げたように、要綱等のさらにもっと具体的なものでなければならぬというふうに思うんです。それを早急に整備しないと、この予算を費やしても私は有効に機能しないというふうな懸念を持っておりますので、ぜひ、やれるべきことからやるということであれば、そういっ

たことをしっかりと積み重ねていった上での対応をしていかなければならないというふう  
に私は考えます。

それと、1点、ハラスメント処理委員会、これは何ですか。もう少し詳しく説明いた  
きたい。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

ハラスメント処理委員会とは、ハラスメント事案等が生じた際に、ハラスメントが  
あった認定ですとか、そういったところを話し合う合議体として、委員構成としましては、  
副市長が長として、教育長であったり、総務部長であったり、現時点では内部職員から成  
る委員会です。それから、庁内各所に相談員を配置しておりますが、その相談員の一部も  
ハラスメント処理委員会の委員となっています。

1. 委員（黒田 実） 概要は分かったんですけども、私のちょっと伝え方が分かりにくかったんで  
す。要は役割、目的、機能です、何をするのか。今回、第三者委員会とか調査とかいろい  
ろ出ているわけですけども、ハラスメント処理委員会というのは何を担うところなのか  
ということです。大きな意味合いをご説明いただきたいと思います。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

ハラスメント事案が起きた場合、1つは、そういうハラスメントがあったかどうかとい  
う認定、それですとか、あるいは、ハラスメント事案というのはハラスメント認定自体が  
解決策の全てではございません。ハラスメント事案の解決の本質は勤務環境の調整により  
ますので、そういったところとして当事者の事情を踏まえたときに、今後どういうふうな  
ところで配慮してあげればいいのかそういったところを話し合う場でもあります。

1. 委員（黒田 実） 分かりやすく言えば、1つの大きな役割として認定をする内部庁内委員会とい  
う理解でよろしいでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） あくまで1つの大きな役割ではありますが、認定も担っております。

1. 委員（黒田 実） 当然第三者委員会というのは、第三者でそこに諮問をすれば、それは認定も含  
めてとか言えると思うんです。もうちょっと明確に知りたいんです。要するに、調査しま  
した。これ、後ほどの分限懲戒種委員会とか出てくるんですけども、そういう事実関係  
を積み上げました。マックスまで事実の積み上げ、それを踏まえて、じゃ、どうだとい  
う認定、これはまた別ものだと思うんです。調査イコール認定ではない。調査を踏まえて認  
定をするということ。なので、もう一度聞きます。認定はどこでするんですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

その調査結果を踏まえてハラスメント処理委員会で認定をしますし、それが分限懲戒の  
事由に該当するようであれば、当然分限懲戒審査委員会の中でもそういったハラスメント  
があったという事実認定は別途なされるものと考えております。

1. 委員（黒田 実） 認定に至る、それはハラスメント処理委員会、第三者委員会、いろいろあるん  
ですけども、やはり一番根幹になるのは、調査がどう行われたか。それに全て認定も関  
わってくると思いますので、再度申し上げますが、今回、いろいろと参考資料等でそれら  
の要否についてとか、いろいろアドバイスを受けるということなんですけれども、しっか  
りとその調査に関わる中立性、独立性の担保をしっかりと取らなければ、弁護士さんの指導  
を受けたところでなかなか機能しないということを申し上げておきます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（岡田智里） おはようございます。よろしくお願いたします。

ページが変わりまして、146ページ、人事評価制度運用支援業務委託について質問をさせていただきます。

まず、どのようなコンサルタント業者に委託しようとしているのか、検討状況について教えてください。

1. 人事課長代理（松井慎治） お答えします。

請求資料の中でお示しさせてもらっているんですけども、本市の目標管理制度について課題があると認識しております。その課題を外部の有識者、外部のコンサル業務という形で助言をいただきたいなと思っております。

以上です。

1. 委員（岡田智里） 実際に部下からの評価制度等のコンサル経験がある業者なのか、詳細を教えてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

参考にお話を聞いた業者に関しましてはそういった実績があるのか、一定知識はおありのようでしたが、具体的な業者選定のほうはこれからになりますので、――でございます。

1. 委員（岡田智里） 請求資料にも関わる質問をいたしますが、新たな制度枠組み（部下からの評価制度等）の検証等を外部コンサルタント業者に委託するものということなのですが、部下からの評価等について具体的に教えてください。

1. 人事課長代理（松井慎治） 部下からの評価の方法の仕方も含めて、コンサル、外部からの助言をいただきたいなと思っております。

1. 委員（岡田智里） これからということですが、最後に、こちらに請求資料に記載されていると思いますが、現行の人事評価制度及びその運用方法の改善を洗い出しとありますが、どのような改善点があると考えているのか、見解を教えてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

現時点で思いつくものとしましては、そこに書かれている1番から4番に列挙しているようなところですか。特に、評価自体であったりですとか難易度設定、そういったところにおいて各評価者において一定ばらつきが見受けられるというところが大きな課題と考えております。

1. 委員（岡田智里） これまでそのようなばらつきが生じていたとされることがあったということでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

評価のほうの分布等を見ておりますと、そういう傾向があるのかなというところが推測されるというところでございます。

1. 委員（黒田 実） 私のほうからも、ただいまの人事評価制度運用支援業務委託、参考資料146ページで追加資料も提出いただいております。確認をいたします。

今回、追加資料の中で現行制度の課題ということで、それぞれ評価基準であるとか、難易度設定、あるいはプロセスの負担等、いろいろと課題がある。これまで、これ人事評価制度をよりよいものにするために、民間の知恵、外部の知恵をいただいてよりブラッシュアップしていこうというその趣旨は分かるんですが、一つ、これまで、じゃ、そういう課

題を認識しておいて、要は、これはもう自治体でもいろんな取組していると思います。そういう課題があると認識しておれば、いろいろな他市事例を研究するようなことも私はあっていいと思うんです。そういったことも含めてのこれまでの取組についてお聞かせください。

1. 人事課長代理（松井慎治） お答えします。

庁内の職員で構成する人事行政検討委員会と目標の難易度、目線合わせ等を行う部間連絡調整会議というのがございます。そういったところで一定調整してきたところではあるんですけども、今、本市が抱えている課題に対してなかなか解決が困難だということ判断しましたので、今回、外部相談に委ねるところになりました。

以上です。

1. 委員（黒田 実） それは分かる。私が言っているのは、当然そういう課題認識、普通は自治体さんというのは、まずは他市事例とかいろいろそういうものを参考にするとか、調査するかということは何の部署でもある話です。

今回は、何かいきなりやったら、それを分かりやすく言えば、そういったものをもうちょっと丸投げしてお願いしますというようにも見えてしまう。それに至らなくても、そこまでしなくても、他市事例を参考にしながらというのは、私はやり方として十二分にあり得ると思っているんです。

1. 人事課長代理（松井慎治） お答えします。

北河内の7市の会議等で相談をしました。他市の事例も参考にさせていただいたんですけども、一定それを考慮して毎年毎年変更は少しずつしてきました。してきたんですけども、それでも根本的な解決には至らなかったもので、今回、外部に委ねるところの決断になりました。

以上です。

1. 市長（山本 景） 人事評価制度には過去から課題があったというふうに思っています。ただ、市の職員の方が他市さんを調べて変えるというのは、それはあくまで内部で変えるということになります。

私がああせいこうせいと言って指示をして変えるというのも、それは内部の中で変えるというのに等しいと思っております。ここは議会の皆様からご指摘を賜っているポイントとしては、いかに外部、客観的な意見をどう取り入れるのかということだと思っており、人事評価制度に関しましても、一般質問でもかなりの厳しいご指摘を賜ったというふうに考えており、たとえ今回の件があったからといって内部で変えてもなかなか本当にそれが正しいのかどうかというご指摘も受けるのはもう免れないと思っておりますので、この際、やはり外部のコンサル、シャオチ事務所等を入れて、一からの人事評価制度のところを見直したほうがいいという判断で、今回、議会の皆様にはおおよその中身及び必要な予算についてご提案を申し上げておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 外部目線を取り入れるというのは、別に悪いことではないと思うんです。ただ自治体の職員の評価制度というのは、これは民間とはやっぱり大きく違うところもありますから、当然参考にはすべきだと思いますけれども、やはりそのあたりは、これを民間の外部コンサル業者に委託してどのようなものが出てくるか、ちょっとその辺はそのような形で調査研究するということですから、それはそれで一定の無駄ではないと思うんです。

ただ、今回の課題で示されている中身というのは、これはやっぱりもう評価者のそれぞれの理解度であるとか、最後の4番、評価の高得点化、評価者が部下との関係性を考慮し、あるいは部下のモチベーション低下を懸念して本来よりも高い評価をつけがちになるという、これはもう上司としてこの制度を本当に理解してまず運用されてきたのかと。制度そのものの問題なのか、運用上の問題なのか、ちょっとそこも含めてしっかりと整理していただかなければならないと思っていますところ。

最後に1点だけ、ここには書いていませんが、現行制度の課題です。ところが、いろいろと市長は部下が上司を評価するようなそういった考え方も示されているんですけども、ここには課題として書いていない。なので、それについて、じゃ、部下が上司を評価するというようなこういった制度の在り方も含めて検討なさるのか。とすれば、それはこれまでどのようない課題があってそうなさるのかについてお聞きかせください。

1. 市長（山本 景） 部下からの評価のところに关しまして、もともと私が言っていることでございます。きっちり私の経験から基づいて説明をいたします。

私は過去に、議員の皆さんご承知だと思っておりますけれども、民間で7年ほど勤務しておりましたが、この7年間全ての期間におきまして、部下が上司を評価するという制度はありました。逆に、本市においてそんな制度がないということでもびっくりしました。また、本市の市長就任後、課長以下の全職員との意見交換を実施いたしました。その中でも、部下が上司を評価できないのは何ですかというお尋ねをされる職員も多数いたのは、これは間違いなしでございます。

今般の一連のハラスメントをされる事案に関しまして、私の思うところもありまして、それは何かと云ったら、上には極めて丁寧に寄り寄り、しかし、見えないところでその部下等に対して人としてやってはいけないことを含む行為をしている方が残念ながら本市の職員にはいると。もう第三者調査委員会の結論もおおよそ出ているところでございますので、断言にはなりませんけれども、そういう状況であるということも判断をいたしましたら、この部下が上司を評価をすることによりまして、部下に対してあまりにもあってはならないような行為をしているような職員が一定あぶり出せるのではないかなというふうに思っており、ぜひこの点も含めた人事評価制度の見直しをすべきというふうに考えており、中に盛り込ませてもらっているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 市長の思いとしては説明いただきましたけれども、人事制度というのは、市長の思いも大事だと思うんですけども、しっかりと組織の積み上げの中でやっていかなきゃいけないものでありますから、今、説明はいただきましたけれども、当然経験からそういったものもあるべきではないかということなんです。ただし、現在出された資料の中において、そういった課題は一切記載されておられません。

それともう一つ、間違っていたら困るのは、これ、人事評価制度とハラスメント防止をごちゃごちゃにしないでください。それはもう評価とは全く別次元の話ですので、そういった理由を並べられて果たして今回の人事評価制度の改善をどのようにしていくのかというのは、もう少しこれまでの交野市役所の中での課題をしっかりと積み重ねる中で対応していただきたいというふうに、本当に、せっかく予算を費やしてあれもこれもどれもこれもなんていうのは、全くその業務の中身がぶれてしまうということを指摘しておき

ます。

1. 委員（三浦美代子） 私も今の件でちょっと確認させていただきますが、これまでの人事評価制度、ここに書かれているように、能力評価あるいは業績評価、テストをして評価をするわけでもなく、営業の売上げ等を競うものでもなく、人が人を評価するというのは非常に難しく、私はこれまでよくこういうことをされていたなというふうに感じていましたので、今回、コンサルに委託するとかというイメージはちょっとつかみにくいところではあるんですけども、冷静に、客観的にどのような評価をされるのかということでは大いに期待をしたいと思います。それは今後の提案をしたいというふうに思いますが、これまでS A B C Dという評価に対して、そういう評価が出た段階でボーナス等に影響があったと聞いているんですけども、そのあたりは事実でしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

管理職に関しましてはそのとおりでございますが、賞与の中の勤勉手当というのがございますが、そちらの率のほうに評価結果を一定乗せてまいります。

1. 委員（三浦美代子） 今後のそういう評価に対してボーナス等、いわゆる給与等に影響する意向というのは、市は考え方としてお持ちでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

地方公務員法のほうで、人事評価はそういう給与も含めた人事管理、基礎的な資料としなければならないというふうに定められておまして、その方向は今後も変わらないと考えております。

1. 委員（三浦美代子） 分かりました。

1. 委員（皿海ふみ） 人事評価のところで、部下からの上司を評価するという視点、なるほどと思うところもあるんですけども、実際のところ、交野市役所だと1つの課の人数が限られているので、部下の方が上司を評価する際に大体どういう評価をつけたのかというのが分かってしまうと思うと評価を率直にしにくいとかいう面も、市役所の規模としての関係でそういうこともあるのかなと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

まさに想定されるところでありますし、それがこういった制度の難しいところの一つかなと思います。こういったやり方がいいのか、業者のほうも、そういう官公庁もそういった他市事例等に詳しい交渉を一定想定しておりますので、そういったところでうまくやり方がないとか、あくまで部下からの評価も検証ですので、まずその是非であったりだとか、委員としてのやり方としてはどういったものがふさわしいのかも、これから職員に検証してまいりたいというふうに考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 数人の課の中でというとなかなか実際難しいんじゃないかと思しますので、機能するかどうかということも検証いただければと思います。

あと難易度の設定の統一性というあたりなんですけれども、よくルーティン業務の部署と企画立案とかされるような部署では、ルーティン業務のほうはどうしても評価が低くなってしまうというようなことがあると思うんですけども、そのあたりは特にこの中で見られないんですけども、課題として認識されているでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

そこに関しましてはこれまでも一定取組をしてきているところでございまして、おっしゃるように、難易度設定が結局評価についてくるわけでございますが、その難易度設定のルールとして、例えばどれぐらいの長年の課題であるとか、調整が必要な範囲がどのぐらい広いのかとかそういったところを考慮する中で、どうしても傾向としては、おっしゃるように、業務内容によって難易度が高くなりやすいものもあれば低くなるやつもあるのかなというところがございます。

そこに関しましては、その難易度を設定するのは業績評価、能力評価とあるうちの業績評価のほうでございまして、自分で出した目標をどのぐらい達成できたのかというところで評価するものでございますが、こちらのほうに関しまして、例えば能力評価のほうの比重を高くして業績評価のほうの比重を低くするといった取組をこれまでもしているところがございますが、これまでやってきた取組の編成も含めた上で業者のほうに客観的に検証していただいて、そこも含めて改善できる点があればしてまいりたいと考えております。

1. 委員（皿海ふみ） そのあたりもどういう工夫ができるのかちょっと分かりませんが、コンサルのほうで客観的に検証してもらうというのはいいんですけども、その前に、職員の方、すごくこの制度にいろいろ不満であったりご意見を持っておられると思うので、そこをこの際、せっかく見直すに当たって、職員自身、この制度についての意見を、どう改善したらいいかとかいうアイデアも含めてたくさん出していただいて、それとコンサルの検証も合わせてということで、職員の意見自身を改めてしっかり聞くということが大切じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。そういったところに対してなかなか職員からも納得感のないような制度になってしまっているのかなという部分もありますので、どういう形になればいいのか今この場では断言はできませんが、職員の意見を反映させていくような方法はないのかも含めて検証してまいりたいと考えております。

1. 市長（山本 景） 皿海委員がご懸念されている件に関していったら、実はコンサルは当然入れて解決はするんですけども、一定の方向性、こんなもんというのはやり方は実はありまして、本市の場合、今の課題としては、特定の部署が自分のところの難易度を上げまくって、かつ自分の評価を上げまくるんです。すると、普通のルーティンをやっている部署との評価に物すごい差がついてしまいます。

私の経験からいうと、民間だったらどうしているかといったら、部署ごとにある程度評価の点数の総合計でアッパーを決めているんです。それをその部の中の人間で分け合うというやり方を取られているので、たとえ万が一、特定の部署が自分のところの難易度を上げまくって評価を上げまくったとしても、結局その部署の中で取り合いになるだけで、あまり全体としての評価が高くななくて、あまり目立った差、変な意味での差はつかないという解決策が実はあります。

ただ、それを我々が内部でこんなやりますと言っても、一方で賛成する側も反対する側もなかなかややこしいことになってしまいます。きっちり外部のコンサルも入れて、より多くの職員さんの意見は取り入れながら、また、より多くの市職員さんのトータルとしての納得感を得られるような制度に見直していきたいと思っていますので、ご理解賜りま

すようお願い申し上げます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 副委員長（山下千穂） よろしく申し上げます。

参考資料で148ページのカスタマー・ハラスメントの防止に向けた対応ということでお尋ねさせていただきたいと思います。

確認なんですけれども、このカスハラ対応で録音されるということで、市役所のほうには、例えばご年配の方でありますとかいろんな方々がお電話してこられる中で、極めてプライバシー性の高いご相談も含めたことも言われる方もいらっしゃると思います。そういった中で、録音されるということで、大体この録音のデータはどれぐらい残っているのかとか、また、これに関しては、例えば職員さんのほうでスイッチを切ることができるのかとか、そういったことについてお詳しいことを教えていただけますでしょうか。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

録音につきましては、今回ちょっと安価な形の導入というところになりますので、手動での録音のほうになりますので、目的としてはカスハラ対策という状況ですので、必要に応じて録音させていただくということを口頭でお伝えして録音させていただくという運用を想定しております。

1. 副委員長（山下千穂） こちらのほうがそういうふうに録音しますよということを最初に申し上げた上で、相手がお話しされるということなんです。そのデータというのは大体どれぐらいまで残しておられるような。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） そのあたりの運用面についてはこれから検討というところでもあるんですけれども、情報セキュリティポリシーであるとか、そういったところもございまして、1週間とかというものですけれども、事案によってはもちろんずっと残さないか事案もあるでしょうし、というところで取扱いについては事案ごとに異なってくるのかなとは思っております。

1. 副委員長（山下千穂） 分かりました。ありがとうございます。

例えばカスハラが多い部署とか、そこまで聞いてもいいものなんですか。これは、全体的にということをしてはいますが、例えば総務だったらそういう相談内容が多いと思うんです。どうやっていいのかわからないんですけれども、税金であったりーーであったり、いろいろ市民の方々が聞かれないところがあるところはそれなりにたくさんご意見をおっしゃられる方はいらっしゃると思うんですけれども、システムとしてこれは全体に広げるほうがよかったのか、それか、そういうたくさんの方々の苦情が基本的に多いところからまず始めるほうがよかったのか、そこらの認識をお答えいただいて大丈夫ですか。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） 何をもってカスタマー・ハラスメントだということについても今、内部で要綱等詰めていこうと考えています。

基本、苦情イコールカスタマー・ハラスメントというわけではないというところは前提にございますので、業務上すべきものというところは今までと何も変わらないのかなというふうに思っております。何でもかんでも録音するということではないというところをご理解いただければと思います。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

これは市民の方には周知していただけるという認識で大丈夫ですか、広報とかを通じて。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答えします。

入札等を適正に実施した後、また周知等を図っていきたいと思います。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかにございませんか。

1. 委員（黒田 実） 参考資料147ページ、分限懲戒審査委員会委員の報酬、これは別で委員会条例の制定に大きく関わるんですけれども、ちょっとここでも確認させていただきたいと思うんですが、治療上、今般の内部通報の件に関する一連の事情を踏まえ、分限懲戒審査委員会及び公正な組織とすべく、目的はこういうことなんですけれども、背景も。

これ、そもそも分限懲戒審査委員会、それと、これまでの内部通報の一連の問題とか、パワハラ防止とか、まあまあ関わりは出てくるでしょうけれども、これ、基本は別物です。別にパワハラの件だけを分限懲戒審査委員会にかけるわけではなく、それを起因としたものを扱いますけれども、全く別物なのに、今回、一定内部庁内委員会を附属機関にするというこの趣旨は分かるんですが、この背景、理由というものが分からないので、説明をお願いします。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

趣旨を申し上げますと、これまで内部の職員のみで構成していたこの委員会に外部の専門家を委員として加えることによって公正かつ専門性の高い委員会にできたらということでもやらせてもらうものでございます。

ご時世的にもこれまで以上にハラスメント防止ですとかコンプライアンス遵守、そういったところの重要性が叫ばれている中、まさに本市におきましても内部通報を機にこういった一連の事態がございましたので、こういったところを考えたときに、確かにハラスメント防止そのものと全くイコールではありませんが、当然関わり合いもある中で、職員あるいは市民の安心、信頼性ところを考えたときに、こういう外部の力というのは必要と思いい、今回提案させていただいたものでございます。

1. 委員（黒田 実） これはあくまで別物で、これをすることで果たしてパワーハラスメント防止の一環にならないけれども、今我々が直面している問題、これはパワハラ防止をどうするのかということなんですけれども、今、お答えでコンプライアンスを遵守するという。それはそうなんです。そやけれども、このコンプライアンス遵守というのは、基本的にどのように理解しておられますか。これ、お聞きしたいと思います。

（「遵守」と呼ぶ者あり）

1. 委員（黒田 実） 答弁で今、コンプライアンスの遵守のためにと言うたはるんや。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

一般的な意味合いではございますが、法令等の遵守と考えてございます。

1. 委員（黒田 実） まあ一般的にはそうなんです。でも、その法令という、それもざっくりとしたそういう言い方の認識ではいかがなもんかと思うんです。当然、いわゆる法令、法律ですよ。それだけじゃなくて、いわゆる社内規範、庁内規定、会社であれば社内規定、あるいは社会規範、企業倫理、それらも含めてのコンプライアンスですから、法令遵守、法に適合しているかどうかというだけじゃないんです。

なので、私が申し上げたいのは、この分限懲戒審査委員会をより強化するというその意味は分かるんですが、でもこれ、内部通報の一件に関する一連の事情を踏まえと説明され

でも、何か今回の一連の問題を対応しているかのごとくですが、それはそうじゃないと。

繰り返し申し上げるんですけれども、この内部通報に対しての調査の在り方であるとかいうことについての当然法令があり、社内規定があったのかどうか、要綱はあるとしてもそういったことをしっかりと整備しなければ、これは分限懲戒審査委員会を強化する云々とは全く別物だというふうに思う。

ちょっと確認させていただきたいのは、この分限懲戒審査委員会は認定をするんですか。さっきも聞いたんですけれども、調査と認定は別の作業。ほんで、分限懲戒を審査する。これもまた、実は別なんです、3つとも。なので、その流れが全く見えてこないの、この際、改めてですけれども、お聞きしたいんです。ここで認定作業をするんですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

当然ながら、懲戒処分等が適切かどうか、処分するとしてどういった状態がふさわしいかを検証する場合、事実認定は当然行います。

1. 委員（黒田 実） 当然、事実認定というのはあるんです。ただ、それは、そこで全てやるのか、先ほどのハラスメント処理委員会ですか。だから、分限懲戒審査というのは、まさにそのような事実がどうもあったということでこれは審査してくださいということですから、その認定をどこですのかというプロセスもしっかりと整えておかないと、やはり私はこれだけで果たして内部通報の一件に関する一連の事象に対しての解決策になるというふうにはちょっと直接は思えませんので、ここでもあえてさらに申し上げておきます。

この調査に関わる部分については、しっかりとしたルール、環境づくりを早急にすべきということと併せて、第三者委員会の報告をやはり早急に議会にも示していただくべきだということをこの際申し上げておきます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（皿海ふみ） さっきの通話録音のところに戻って申し訳ありませんが、もう少し教えてほしいくて、録音の範囲なんですけれども、外線で市役所にかかってきた場合と市役所から市民の方にお電話する場合と、あと市役所の内線もありますけれども、その全部が対象なのかというその範囲について教えてください。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答えします。

今回、カスタマー・ハラスメントということで考えていますので、機能としてはもちろん録音ボタンを押せば使えますが、――というところで、録音が必要である場合において使うということを想定しています。

1. 委員（皿海ふみ） 市民の方のみということですね、相手は。

かかってきた場合に、先ほど必要に応じて録音させていただきますというのを最初に言って、途中で必要があればオンにするみたいなもので、それって何か機械音というか、アナウンスが流れるんですか。口で言うんですか。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） このICレコーダーは簡易なものですので、ただいまから録音させていただくということを口頭でこちらからお伝えて録音するというのに、あと――。

1. 委員（皿海ふみ） すみません、細かいことで。

話が込み入ってきて、ちょっともう今から録音させてもらいますみたいな、途中で通告するという感じなんですか。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） ケースに応じてということになると思いますが、もともと継続的にそういうやり取りのある方については、当初からこの電話は録音させていただきますねというところから入る場合ももちろんあると思いますし、ケース・バイ・ケースで、途中でこれ、ここから録音をさせていただきますという形で入る場合ももちろんあると思います。

1. 委員（皿海ふみ） ちょっと相手の方が怒っておられるときに、今から録音しますとか言ったら、余計怒られるという方向になるということもあったりするのかなとか、職員の方もタイミング難しいのかなと思いますので、何か最初にできたら短いアナウンス音で録音していますと予告しておけば、少し電話される方も抑止されるというようなこともできるのかなということで、今後、いろいろ運用も考えていかれる中で、職員の方が対応しやすいようによく相談していただきたいなと思いますけれども、そのあたり運用のルールとか、録音したデータを誰でも勝手に聞き直したりとかされても困るので、ルール決めというのはどのようにされるのでしょうか。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） 先ほどの答弁と共通するんですけども、情報のセキュリティポリシー等に沿って適切に録音するというのは――というところについて、閲覧というか、管理者しか見れないようにするのか、そのあたりも今検証してございます。

先ほど自動の録音機というところなんですけれども、現行の電話交換機では――なんですけれども、今の――にはなっていないんですけれども、今は普通に一般に普及している分の電話交換機であれば、自動録音というのは可能になっておりますので、電話交換機の入替えのタイミングで、そういった再検討というか、機会もあるのかなと思っております。

1. 委員（皿海ふみ） もう一点だけ。

そのルール決めしたものは、要綱とか規則とか、何かどういう形でまとめられるのかというのと、それを今からすると結構先になるのかなと思うんですけども、運用開始っていつ頃になりそうなのでしょうか。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） 令和8年10月1日の施行に間に合うようには進めたいとは思っているところではございますが、このような形で、要綱であるのか、――であるのか、ちょっとそのあたりも今はまだ出ていないんですけれども、マニュアルでがんばりたいなというところと、議会でご可決をいただきましたら早急に入札等に入りますので、それと並行して進めたいなと思っておるところでございます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（松村紘子） 参考程度に聞かせていただきたいんですけども、先ほどの全庁的な通話録音体制の構築のところ、先ほどの何か他の委員さんの質問のところ、カスタマー・ハラスメントの定義についても今後きっちり整えていくというふうにおっしゃられていたと思うんですが、交野市内でのカスハラの数とかそのあたりは把握されているのか、どの程度ぐらいなのか、もし分かりましたら教えていただきたいです。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） 何をもってどこからカスハラなんだというところの線引きをどのようにするかというところを検討中でございますので、今何件という情報を手に取るのは大丈夫か、どこからカスハラなんだというところをまず検討したい

なという状況でございます。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。

1. 委員（松村紘子） はい。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑。

1. 委員（松永隆太） すみません、1件だけ。

通話録音体制の件で、148ページのところですね。これ、通話と窓口の分というのは別であるんですね。

1. 総務部総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） 現状、総務課で貸出用のICレコーダーを持っております。各課において必要と認めて自前の課で持っておられる課もありますので、それは基本的には窓口はICレコーダー、旧来のもので対応しています。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） ほかにないようでしたら、総務管理費に関する質疑はこの程度とさせていただきます。

どうしても見逃した質疑がある場合は、理事者交代後であっても受付はさせていただきます。

ただいまより理事者の交代をお願いします。

総務管理費に関する部署は第2委員会室へ移動し、徴税费及び選挙費に関する部署は第1委員会室に入ってください。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） それでは次に、審査順序2、徴税费及び選挙費に関する質疑を行います。質疑はございませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の150ページのところで、府税事務所が行った評価額の修正ということで結構大きな額になっているんですけども、修正の理由とか要因について教えてください。

1. 市民部次長兼課税課長（東田和成） お答えいたします。

主な内容は3つありまして、まず1点目が用途の認定のところ、通常倉庫というような形のものから冷蔵用の倉庫というようになるところと、あとは鉄筋の数量及び電気照明の明るさの修正という形で府税事務所のほうから報告を受けました。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

そしたら、続いて151ページなんですけれども、市議員補欠選挙ということで、期日前投票所がいきいきランドになると思うんですけども、駐車場が少し遠いので、足の悪い方とかちょっとロビーまで行くの大変かなという感じもするんですけども、そのあたり何か対策とか考えておられますか。

1. 行政委員会事務局次長（野村昌司） お答えします。

駐車場から期日前投票所を予定しておりますエントランスホールまでは距離がありますが、補助が必要な方に対しましては、人材派遣のほうも委託して雇用しておりますので、十分な人員を配置しまして、人的補助を加えて検討してまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

1. 委員（皿海ふみ） 何か車椅子の貸出しとか今でもしているのかもしれないんですけども、あと、

フレンドマートのほうをもう少し延ばすとか、何か少し対策を充実させていただければな  
と思いますので、よろしくをお願いします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） ないようでしたら、徴税費及び選挙費に関する質疑はこの程度とさせていただきます。

こちら聞き逃した場合は、理事者交代後であっても受け付けますので、お願いします。  
ただいまより理事者の交代をお願いします。

徴税費及び選挙費に関する部署は第2委員会室に移動し、社会福祉費、保健衛生費及び  
都市計画費に関する部署は第1委員会室に入ってください。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） では次に、審査順序3、社会福祉費、保健衛生費及び都市計画費に関する質  
疑を行います。質疑はありますか。

1. 副委員長（山下千穂） お願いします。

参考資料158ページ、地域未来交付金の活用について。

（「それは」と呼ぶ者あり）

1. 副委員長（山下千穂） これは駄目だ。次になるんですか。

（「システムのところ」と呼ぶ者あり）

1. 副委員長（山下千穂） はい、企画財政の方にお聞きしたいんですけども大丈夫ですか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

1. 副委員長（山下千穂） 大丈夫ですか。

事業費と内示額をご提示いただいているんですけども、この内示額というのはあくま  
で最終的に決定した金額ではないかと思うんですけども、例えば最終的な交付決定額が  
この内示額を下回る場合とかというのはあり得ることなんでしょうか。また、もしそうい  
うことがあるのであれば、どういった場合にそういうことが起こるのかというのをご教示  
いただけますか。

1. 秘書政策課長（奥田朋史） お答えいたします。

こちらの地域未来交付金の内示額につきましては、この内示額が基本的には交付決定額  
になるものになります。

あとは実際に事業をした中で、最終的にこの交付決定額を下回るような事業費の場合は、  
最終的に精算をするというふうな内容になっております。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

確認なんですけれども、では、これはあくまで一番最初の初期の導入額だと思うんです  
けれども、ここにはランニングコストが当然含まれないというふうな認識でよろしいでし  
ょうか、この事業に対して。

1. 秘書政策課長（奥田朋史） お答えいたします。

こちら地域未来交付金につきましては、デジタル実装型につきましてはそれぞれ導入事  
業に当てられるものになりますので、ランニングの経費はなっておりません。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

そうしましたら、その中の集団検診のWeb予約システム事業について少し確認させて

いただきたいと思います。

これはがんの検診予約なんですけれども、これ大丈夫ですか、お聞きして。駄目ですか。いらっしゃらないですね。すみません。

(「大丈夫ですか」と呼ぶ者あり)

1. 副委員長(山下千穂) 次で大丈夫です。すみません。ありがとうございます。

1. 委員長(岡田伴昌) ご質疑お願いします。

1. 副委員長(山下千穂) がん検診のWeb予約なんですけれども、65歳を対象とされた方も恐らくいらっしゃいますので、これは従来どおり、窓口ですとか、お電話ですとか、Web予約1本ではなくて、その他の方もこれからご対応いただけるという認識で大丈夫でしょうか。

1. 健康福祉部次長兼健康増進課長(早野多恵子) お答えいたします。

委員おっしゃられますように、Web、それから電話の対応もしておりますのでご安心ください。

1. 副委員長(山下千穂) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上です。

1. 委員長(岡田伴昌) ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) ほかにないようでしたら、社会福祉費、保健衛生費及び都市計画費に関する質疑はこの程度とさせていただきます。

ただいまより理事者の交代をお願いします。

社会福祉費、保健衛生費及び都市計画費に関する部署は第2委員会室に移動し、教育総務費、社会教育費及び保健体育費に関する部署は第1委員会室に入ってください。

(理事者交代)

1. 委員長(岡田伴昌) では次に、審査順序4、教育総務費、社会教育費及び保健体育費に関する質疑を行います。質疑はございませんか。

1. 委員(皿海ふみ) 請求資料の14ページのあたりから、私部城跡の土地購入の件で確認させていただきたいと思います。

14ページのところから、この間の市の検討内容を一覧で載せていただいているんですけども、まず、今回2筆購入する1736番と1737番というのは、それぞれ生産緑地なのか、どういう土地なのかというところを確認させてください。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長(真鍋成史) ただいまのご質問でございますが、1筆は生産緑地で、もう一つは山林となっております。

1. 委員(皿海ふみ) どっちがどっちか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長(真鍋成史) 1736が生産緑地で、小さいほうが山林ということでございます。

(「1737」と呼ぶ者あり)

1. 文化観光課長兼教育文化会館長(真鍋成史) すみません、訂正させていただきます。

1737が生産緑地で、1736が山林でございます。

1. 委員(皿海ふみ) そしたら、14ページのほうの1737番、36番もですけども、買取りの事前相談書受理ということなので、生産緑地の買取り申出が正式に出されているわけでは

ないという。事前相談だけ、今そういう段階であれば、今、買わなければいけない緊急性といえますか、もうちょっと先でもいいのかとかそのあたりはどうなんでしょうか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） お答えいたします。

現在、事前相談の段階でございます。買取り申出は、現在のところまだ出ていないという状況でございます。

市が購入しない場合は、生産緑地法に基づく買取り申出を行いたいというそういう相談がございましたので、その場合は、市が買い取る期限が1か月以内ということになっておりますので、先行で購入した本郭部の隣接地でもありまして、また、ほかに売りたいという非常に強い希望が出されておりましたので、ほかに売却されると貴重な文化財が破壊されるおそれがありましたので、緊急性があったものと考えまして、このような調整をさせていただいているところでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 正式に買取り申出が出されてからの予算提案ではちょっと間に合わないという判断ですか。

1. 理事兼都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

生産緑地の買取り申出の制度の中では、一定市に受付をさせていただいた後、関係各課に回らせていただいて、買取り申出がある場合については買取りをいただいているというようなシステムで動かしていただいております。

ただ、買取り申出をされる際には、一定弁護士相談をさせていただいた結果、仮契約的な意味合いも含むということも弁護士から指示を受けておりますので、買取り申出を行う際には予算的な裏づけがないと買取り申出をすることは難しいですよというお話もいただいておりますので、その旨も含めまして全庁的にはその旨を周知させていただいておりますので、地域のほうで予算化をされた上で出てきたときには速やかに買取り申出ができるような手はずとしての事前の予算化というふうなことは認識をしております。

1. 委員（皿海ふみ） その点は分かりました。

それで、あと、その前の13ページの一番後の地図の位置関係なんですけれども、本郭のど真ん中のところに筆を今回購入したということで、前回12月議会で北側のかかなり広いところを全面的に取得をして、あと市の土地であったり宅地であったりということで、本郭部分については、取得する予定というのはもうこれで完了、終わりになるという認識でいいんでしょうか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） お答えいたします。

これ以外の土地に関しましてはもう住宅が建っておりますので、本郭部分に関しましてはこれでいきますところは買取りのお話をさせていただいて、考えております。

1. 委員（皿海ふみ） そうしますと、16ページの請求資料のところ、この間、庁内で今後の土地取得について検討された経過を出してほしいということで今回資料出させていただいたんですけども、その中で、第1期、16ページのところ、本郭の部分については1736と37で完了して、続いて第2期に二郭の部分についても今後土地買取りの交渉を進めていくというようなことを庁内で検討されているという資料だと思うんですけども、これは今後、第2期の二郭の部分も取得を進めていくという方針が庁内では確認されているという認識でいくんでしょうか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） お答えいたします。

本郭及び二郭までのエリアにつきましては、平成30年5月に取りまとめました方向性のものでございまして、この資料の12ページ目のほうにお示しさせていただいております平成30年5月の方向性についてのことを指しておりますけれども、これに基づきまして庁内の検討をしまして、市長、副市長にも確認していただいたものでございます。

改定の場合には財源確保が前提となりますので、それらを含めて庁内の合意形成を経たものでございます。

以上です。

1. 委員（皿海ふみ） 確かに本郭の部分と二郭の部分は平成30年の史跡の範囲には入っているんですけども、この12ページの資料を見ましても、買取りの申出があった場合にはその都度協議して買取りするというだけで、積極的に取得をしていくという方針にはなっていない中で、今後取得の方向に振り返っていくということが庁内で方針として確認されているのであれば、今回、2筆の追加を指定された時点で、全体としてこういう計画で考えているということを示された上で提案されるべきだったんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） お答えいたします。

市としましては、令和7年、昨年11月12日の全員協議会や12月補正予算計上時に先行しました本郭の今回のちょうど北側部分の買取りについてご説明を行っており、今回はそれに隣接した一体の土地であること、また同一の防災公園として整備を行う計画地であることから、全員協議会で改めて説明の必要はないものと考えたところでございます。

また、3月に文化財審査委員会、それを受けまして文化庁の調査を予定しておりましたので、それぞれのご意見をいただいた後に改めて整理をし、議会のほうに説明を行いたいと考えていたところです。

しかしながら、所管課としまして、もう少し丁寧な説明が必要であったと思っております、反省しているところでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 今回、2筆の購入の提案をされているんですけども、資料の請求をしなければどこまで市が買い取ってどう保存活用していくというのがさっぱり分からないまま、まずこの2筆をもう一回、2回目という提案になっているので、本来こうした市としての全体的な計画を示していただいた上で提案されるべきだったというふうに思っております。

もう少し確認させてほしいんですけども、資料の14ページのところに戻りまして、文化財審査委員会のほうで、大阪府の史跡ではなく国の史跡化を検討してほしいみたいな意見、指摘がついたということなんですけれども、その点は、市として国の史跡化を目指すような方向に今、転換しているのでしょうか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） お答えいたします。

文化財審査委員会の専門委員のご意見としまして、改めて一度は断念したんですけども、国の史跡を目指すべきというご意見もあり、大阪府を通じて文化庁とも協議を始めたところでございます。昨日、文化庁の調査官が来られて、現地のほうへ我々が案内したところでございます。

国の見解によっては、改めて30年5月の方向性について見直しを行う必要があると考えておりますが、現時点では、昨日のそういう調査官の調査を踏まえての持ち帰っている検討されるということでございますので、その回答待ちというところでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 国史跡の可能性については、これから集計とか検討前という感じだというふう  
に受け止めました。

今回2律を買い足して前回12月に購入した土地と一体的に防災公園として整備するんだ  
ということで、基本設計とか詳細設計の昨年度の予算という設計のほうはもう発注をし  
ているのか、面積が増えたので設計の予算も増額になるのかなと思うんですけども、そ  
のあたりどうなんでしょうか。

1. 危機管理室長（久保田剛司） お答えさせていただきます。

対象地の区域、今回強化ということを含めまして、委託費用、委託の設計費用を再度積  
算させていただいたところ、当初いただいている予算の範囲内で結果的には収まったため、  
用地取得の今回の補正予算のご承認をいただいた後に、速やかに入札の手続に入るような  
準備はさせていただいてございます。

1. 委員（皿海ふみ） 面積が結構広がったのに同じ予算内でいけるというのがちょっと理解できな  
いんですけども、例えば試掘の範囲が広がったりとか、いや、もともとその予算でいける  
んやったらもっと低いので前回かけとかなあかんかったん違うかなと思うんですけども。

1. 危機管理室長（久保田剛司） お答えさせていただきます。

当初の予算は概算額でいただいていたところがまず一つございます。今回追加となる土  
地の整備につきましては、資料の中にもありますように、基本的にはほぼ現状維持と  
いうふうな形になってございますので、大きく面積は増えたものの、大きく整備というふ  
うなところが想定できないものですので、その設計費用の中に増額分が大きく増えていな  
いというところでございます。

1. 委員（皿海ふみ） そうしたら、今後、もし本格的に試掘するとかいうことになったらまた別で、  
しっかり上がってくるようなことになるんでしょうか。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） お答えいたします。

試掘費に関しましては、もう先に300万出していただいております、今後整備とか  
に当たりまして、郭の上などを学術的な調査をするということに関しましては、文化庁、  
国の補助金などを活用しながら確認調査、発掘調査のほうはしていきたいと考えておりま  
す。

1. 委員（皿海ふみ） ちょっとまだ分からないところもあるんですけども、せっかくこれだけの土  
地を取得しているのだから、保存活用、市民の方にとっても親しまれるようないい公園になる  
ようにというところで、もう少しいろいろ詰めた検討もお願いしたいなと思います。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（松村紘子） 156ページの指定管理業務範囲の一部変更に伴う施設予約システムの改修委  
託業務についてもちょっとお聞きしていきたいんですが、現状の交野市総合体育館の施設  
予約方法における課題と、それがこの予約システムにおいて解消されるのかどうかお聞か  
せください。

1. 地域振興部次長兼スポーツ青少年課長（佐伯尚之） ご質問いただいたんですけども、ちょっと  
こちらまで聞こえなかったもので、申し訳ございません。

1. 委員（松村紘子） すみません。

現状の交野市立総合体育館施設の施設予約方法における課題と、それがこの予約システ  
ムの改修によって解消されるのかどうかお聞かせください。

1. スポーツ青少年課長代理（絹川 誠） お答えさせていただきます。

本システムも改修委託業務ですが、あくまで指定管理の範囲の変更に伴うものの改修でございます。現状のいきいきランドの予約システムの課題点の改修作業は今回含まれておりません。

以上です。

1. 委員（松村 紘子） 現状、認定団体さんは、予約の都度、現地でいきいきランドのほうに行って予約をしないといけないというようなお話もあるんですけども、それらはこの施設予約システムの改修によっても変わりませんということではよろしいでしょうか。

1. スポーツ青少年課長代理（絹川 誠） 回答させていただきます。

認定団体につきましては、先押さえという制度がございまして、先押さえにつきましては、現在、事前に数か月前に聞いていただきまして、そこで抽せんという形で予約しております。

こちらについて、先押さえについては、現状、青年の家にシステムも入っておりませんので、劇団も青年の家、同じような取扱いで現状、システムは運行されております。

以上です。

1. 委員（松村 紘子） そうしましたら、認定団体は都度現地で予約をしないといけないということについては、今後も変わらないということではいいですか。

1. スポーツ青少年課長代理（絹川 誠） お答えさせていただきます。

現状、システムの改修については検討しておりません。

以上です。

1. 委員長（岡田 伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（皿海 ふみ） 今のシステム改修のところは1点だけ。

ゆうゆうセンターの指定管理が直営になる予定だと思うんですけども、そこに関連するシステム改修というのはないのでしょうか。

1. 財務課長兼上下水道部（厚主 敏治） お答えします。

特に、今のところ今回上がっている予算の件は管理部門が変わることによる切替えみたいところが主になりますので、ゆうゆうセンターに関しては、今まで指定管理だったものがそのまま直営として同じシステムを使う形になりますので、現時点でそこに対するシステム改修というのは考えておりません。

1. 委員長（岡田 伴昌） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田 伴昌） ほかにないようでしたら、教育総務費、社会教育費及び保健体育費に関する質疑はこの程度とさせていただきます。

ここまで全体を通して聞き逃した質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田 伴昌） ないようでしたら、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（黒田 実） 議案第42号については賛成をいたしますが、幾つか指摘をしたいと思えます。

深刻なハラスメントの可能性がある事案を含む内部通報を1年以上も放置した問題を背景にハラスメント防止に関する予算が計上されておりますが、ハラスメント調査など一連

の対応について法的総サポートを強化するとのことについては一定理解するものの、大きな課題の一つは、本人あるいは内部通報を問わず、ハラスメント事案の調査の公平・公正性、独立性をいかに確保するのか、そのためのルールづくり、環境づくりがなければ、法的な指導・助言体制を整えたとしても、本質的な改善になるかどうか大きな疑問が残ることを指摘しておきます。

なお、先月、第三者委員会の報告は提出されていますが、いまだ議会にその内容が示されていないことについては、このハラスメント事案の対応について、やはりその報告書が前提とした議論がない限り、本質的な議論が進みませんので、この際、公表を速やかにしていただくように要望をしておきます。

ルクセンブルクパビリオン部材の再利用による子育て支援施設整備について、歳入の補正が上がっておりますが、今回この補正を賛成するとはいえ、この施設整備については大きな疑義があると考えており、そもそも予算には賛成しているものではないことは、この際申し添えておきます。

以上です。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第25号 専決処分事項報告について（令和7年度交野市一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の29ページの私部城跡のところの前の土地購入の契約が遅れていて繰越しというところなんですけれども、いつ契約の予定なのか、もう終わっているのか、状況を教えてください。

1. 文化観光課長代理（吉田知史） お答えします。

その土地に相手方の土地構成の登記が終わっておりまして、令和8年4月27日付で契約を完了したところです。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

1. 委員長（岡田伴昌） 皿海委員、よろしいですか。

1. 委員（皿海ふみ） はい。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(岡田伴昌) では次に、議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(皿海ふみ) 参考資料の86ページとか、新旧対照表とか、全体、内容が複雑でなかなか理解は難しいんですけども、新旧対照表などを見ていると、86ページのところで外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるものという項目が1番、2番、3番は残っているも、4番、5番、6番は削除されているみたいな、この残っている項目と削除されている項目というのは、どういう違いがあるのかというところ、見方を教えてもらえますか。

1. 情報マーケティング課長(藤生英徳) 答えいたします。

今回の準法定事務というところが入りまして、その中に国のほうで特定個人番号を照会している事務と、それに対して提供している個人情報というものが法律で決められています。

その中で、今回の追加に関して外国人の事務というものが追加されたものに関しては、条例のほうも消している。法律のほうに追加されていないものはそのまま残しているといった形で対応しております。

1. 委員長(岡田伴昌) 皿海委員、よろしいですか。

1. 委員(皿海ふみ) 国の法律のほうで利用範囲の拡大とか、連携条件の緩和とかがなし崩し的に進められていく傾向にあるというのは私は問題だと思っているんですけども、今回のこの条例改正で、この市が扱う利用範囲の拡大がされたりとか、何か変更ということはないということでしょうか。

1. 情報マーケティング課長(藤生英徳) 答えします。

今回あくまで不要になったものということで、法律にもう既に規定があるので条例に要らないといったものを消していますので、これによって紹介できる情報が増えたり減ったりといったことはございません。

1. 委員長(岡田伴昌) 皿海委員、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決するものと決しました。

間もなく正午となりますので、ただいまから午後1時まで休憩とします。

(午前11時50分 休憩)

(午後1時00分 再開)

1. 委員長(岡田伴昌) それでは再開します。

次に、議案第33号 交野市立図書館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員(岡田智里) 参考資料の中で、改正後は委員定数を12人以内で組織するとあります。まずはこの定数の根拠について教えていただけますでしょうか。

1. 委員長(岡田伴昌) ページ数、言っていた方がいいですか。

1. 委員(岡田智里) 参考資料118ページです。

1. 図書館長(原田麻生) お答えします。

他市町村の図書館協議会と比較しましても、10人程度が一般的な中で17人というのは多く、委員数が減ることにより異論がまとまりやすくなり意思決定が迅速になるという利点も見込まれることから、定数削減の必要性についてはこれまでも認識しておりました。今回、市民参画を可能にするに当たり、新たな人材が参加、発言しやすい組織運営に切り替えるためにも、市職員を除いた構成での定数削減を行い、今の人員構成バランスも見て12名とさせていただきました。

以上です。

1. 委員(岡田智里) ただいまのご答弁に市職員を除いたとありました。現行の委員構成では各教育関係の市職員が含まれておりますが、改正後の委員構成では当該職員が除かれているといった内容となっているかと思うんです。この理由についても教えていただけますでしょうか。

1. 地域振興部次長兼スポーツ青少年課長(佐伯尚之) 申し上げます。

この理由なんですが、学校教育であつたり社会教育、また家庭教育というところを、市の職員のところも意見を反映させるような協議会の構成になっておりました。そちらのほう、市職員ではなく広く他の団体から構成して意見をまとめた方がいいところがございますので、今回このような構成にさせてもらって、市の職員を抜いたところがございます。

1. 委員(岡田智里) 他の団体というところをもう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

1. 地域振興部次長兼スポーツ青少年課長(佐伯尚之) お答え申し上げます。

交野市内で活動されております家庭教育団体、また学校教育でありましたら小・中・高の学校の校長先生、社会教育のほうも市内で活動している団体の方にお声がけさせていただいて、今現在構成しているところでございます。

1. 委員（岡田智里） それでは次に、現行の任命基準としては「学識経験を有する者」が含まれておりますが、改正後は「学識経験のある者」、両者の違いについて教えていただけますでしょうか。
1. 図書館長（原田麻生） お答えします。  
今回した改正部分に関しては、図書館法施行規則を参照した形にしております。現行のものも内容的には変わらないんですが、より忠実に図書館法施行規則に準ずる形にさせていただきました。
1. 委員（岡田智里） では最後に、公募による市民が任命基準に入っておりますが、どのような方法をもって公募を行うのか教えてください。
1. 図書館長（原田麻生） お答えします。  
公募につきましては、市及び図書館のホームページ、市SNS、市内図書館・図書室・ブンブン号が各公共施設でのチラシ——このチラシの裏面に申込用紙となったものを配布、あとポスター掲示等を予定しております。  
以上です。
1. 委員（岡田智里） 最後の質疑、スケジュールについて教えていただけますでしょうか。
1. 図書館長（原田麻生） 条例改正後、迅速に公募を開始いたします。7月1日公募開始、7月15日まで募集をした後、選考委員会にて選考し、決定した後、7月31日の図書館協議会に出席していただくようなスケジュールでおります。  
以上です。
1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。
1. 委員（皿海ふみ） 今のところで、市の職員を入らなくするということで、今少し人数絞ったほうが話しやすい面あるなというのは確かにそういう面もあるのかなと思うんですけども、例えば子育て関係のこども家庭部とか、保育園での絵本の読み聞かせだったり、今度ルクセンブルクの子育て支援施設に絵本を置けないのかとかそういった面から、入ってもらっていたほうが視野が広がるという面もあるのかなと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。
1. 地域振興部次長（農業委員会事務局長）（山埜勝哉） この協議会委員として、例えば部長級の職員が現時点入っておるんですけども、それもあんですけども、一方で庁内の情報共有の中で随時協議会委員会の情報については共有させていただいて、個別に担当部署の子供関係、あるいは学校関係の意見は聴取させていただいて、計画のほうに反映させていただきたいと考えております。
1. 委員（皿海ふみ） あと、市民公募が2人というのが思ったより少なめやなと思ってまして、この委員さん以外でも意見たくさん、利用者はじめ出るように、アンケートであったりワークショップであったりというのはどんな感じで取り組まれていくのかお聞かせください。
1. 図書館長（原田麻生） アンケートにつきましては、無作為抽出のアンケート以外にも館内利用者向けのアンケートを実施予定にしております。そのほか、学校・こども園と、あと関係団体に向けたアンケートを実施予定にしております。ワークショップも並行して実施していく予定にしております。
1. 委員（皿海ふみ） アンケートとかワークショップって、ちょっと話あれですけども、プロポーザルの業務の中でされるんですか。

1. 地域振興部次長兼スポーツ青少年課長（佐伯尚之） お答えいたします。

プロポーザルの業者と一緒にやっていく予定にしております。

1. 委員（皿海ふみ） 請求資料の4ページのところで、今後の図書館協議会と計画策定のスケジュールを出していただいているんですけども、これを見ますと、先ほど7月に公募して7月31日が1回目ですよね。1回目、顔合わせとちょっと簡単な、1回目なのでという。その後もすぐ9月に計画骨子案の審議で、11月にはもう素案の審議があってパブリックコメントへみたいなので、ちょっとあまりにも期間を詰め過ぎじゃないかなというふうに思っています、せっかく協議会で市民さんも入れてこれから立ち上げていくということなので、出された骨子案とかにちょっと意見があればお願いしますぐらいじゃなくてコンセプトを、若い人中心がいいのか、子育て世代がいいのか、お年寄りもなのかとか、何かいろんなコンセプトをたくさん出していただいて骨子案をじっくり練っていくみたいなほうがいいんじゃないかなと思うので。3月、計画策定にこだわらず、図書館協議会のご意見ももう少し丁寧に伺いながらじっくり取り組んでいかれたほうがいいのではないかなと思うんですけども、図書館協議会の関わりというところも含めていかがでしょうか。

1. 地域振興部長（西岡浩二） 今、資料のほうでスケジュール出させてもらっています。基本的にはこういう流れで進めていきたいという思いを持って一定スケジュールはお示しさせていただいておりますが、一定余裕を持たせているところは一応ございます。余裕を持たせているところはございますので、結果、アンケートとかワークショップとか必要に応じてこういうことをやらなアカんのじゃないかとか、そういうことが出てきた場合には、3月末に策定というのは必須としてこだわっているわけではございませんが、できる限り3月末を目指してつくっていきたいと考えております。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（松村紘子） 同一のところで教えていただきたいんですけども、ワークショップのメンバーというのは協議会メンバーとイコールになるんですか。どんなメンバーになるのか教えてください。

1. 図書館長（原田麻生） お答えします。

図書館協議会メンバーではありません。一般市民の方も含めて、これから事業者さんと一緒に選定方法も含めて検討してまいりたいと思います。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。

1. 委員（皿海ふみ） すみません、1個聞きそびれて。

図書館協議会の庶務というんですか、事務局は図書館なのかなと思うんですけども、今後この青年の家図書館の基本計画を策定していくときに、図書館が事務局的なというのはなかなか大変なのかなと思うんですけども、そのあたりはどのように進められるのでしょうか。

1. 地域振興部次長兼スポーツ青少年課長（佐伯尚之） お答え申し上げます。

おっしゃるように、協議会のほうは、庶務、図書館というふうになっております。また、基本計画策定においても図書館というところで事務として行ってまいりますので、全て図書館がやっていくというような認識で予定しています。

1. 委員（皿海ふみ） 今、何か図書館、人が足りないイメージなので、通常業務でも人が不足してい

るなというふうに感じているので、そこがこの策定の事務も担っていくというのはちょっと大変かなと思うんですけども。

1. 地域振興部長（西岡浩二） 管理職である我々も含めて事務局として考えておりますので、当然ながら日常のその図書館業務と並行しながら、我々も協力していくという形で進めていこうと考えております。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。  
（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） ないようですので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。  
これより議案第33号を採決します。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。  
（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第39号 訴えの提起についてを議題とします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 請求資料の5ページ、6ページのところで、提出が不可能な理由については市と相手方の言い分が違うなというところではあるんですけども、サイダンシツに関して。幼児プール用滑り台新設に係る設計図書というのはきちんと出されているのでしょうか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答え申し上げます。  
幼児プールの滑り台についての、特に成果品としては提出されておられません。

1. 委員（皿海ふみ） 市が成果品だと認めるような中身でなくても、何も出ていない状態ですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 特に何も提出がございませんでした。  
（「特にでは分からないんちゃうか」と呼ぶ者あり）

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 成果品としては提出がございませんでした。

1. 委員（皿海ふみ） 市の言い分が正当なのであれば、指名停止とかの何か対応とか、どこかのタイミングで取られるのでしょうか。

1. 財政課長兼上下水道部（厚主敏治） 失礼します。

契約の不履行という対象になりますので、この案件は確定次第、指名停止なりの措置に結果としてはなる可能性ありますけれども、現在、争っている最中というところになりますので保留しているような形になります。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。

1. 委員（黒田 実） 私のほうからも幾つか質疑をいたします。

まず、追加資料でこれまでの経緯等も説明いただきました。追加資料の5ページに、業者選定の状況というところ、制限付一般競争入札、結果的に2者2モン応札ということで

すけれども、まずこの業者さん、株式会社CADS、これは当然だとは思いますが、いわゆる市の登録業者であったということでお間違いはないですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） はい、入札参加資格業者で間違いございません。

1. 委員（黒田 実） 入札参加資格として登録業者であるということであったということです。

2者による応札がありました。結果、この当該会社が1千800万。これ2者ですからもう一者あったと思うんです。これももう終わっていることなので、参考までにもう一者の金額についてお聞きします。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） もう一者につきましては、税抜き2千700万円での応札となっております。

以上です。

1. 委員（黒田 実） 圧倒的に価格が安い札で入れていただいたということなんですけれども、結果蓋開けてみると、ちょっとこういうトラブルになってしまったということで、これから逮捕するということですから両者の言い分をしっかりと裁判所で判断していただくということなんですけれども、この業者選定そのもののプロセスが何か大きな不備があったということにはならないとは思いますが、結果、言ったら、こういうトラブルに巻き込まれてしまったということは事実だと思います。それで、当然価格が圧倒的に安かったということは事実なんですけれども、実際こういうトラブルになると、やっぱり結果、市としては損害を被るといいますか、いろんな意味で損害が発生することは事実です。

今後、こういった——なかなか難しいと思うんですよ、入札制度の在り方というのは。だた、こういったものの再発防止の在り方じゃないですけども、先ほどこれについては入札指名停止をする云々の話、これは確定していないからあれなんですけれども、ちなみにですけども、この業者さん、委員会の中でどこまで言えるか分からないですが、他市でもこういったトラブルを抱えておられるような業者さんなのかどうか、そのあたりはいかがですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 営繕部会というものがあまして、その中でもちょっとお聞きした段階ではありますが、同様の訴訟の案件を提示された市がありますということはお聞きしております。

以上です。

1. 委員（黒田 実） 他市でも同じような事象——その他市の事象がどうでどういう結果になるのか、これも分からない中で、当該業者さんをどうのこうのと、この場で言うことはふさわしくないとは思いますが、やはり業者選定の在り方については慎重にしていけないといけないというふうに思うんですけども、やはり価格が安いからというだけではなかなかいかながなものかというふうに感想として思いますので、今後こういった、特に設計業務、これは価格でもなかなか見えないところもあるんですけども、よりしっかりとしたというか、適正な業者さんを選定できるような在り方について、ぜひちょっと今後検討していただけたらと、意見として申し上げておきます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結について（交野市本庁舎耐震・設備等改修工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（皿海ふみ） 入札のときの予定価格は事前公表だったのかどうか、確認で教えてください。

1. 財政課長兼上下水道部（厚主敏治） 工事の案件だけ常に事前公表させています。

1. 委員（皿海ふみ） 15億という大きな契約になりますので、今後、建築資材の高騰とか塗料がとか人件費がかなり大幅に上がった場合の取決めというのは、契約の中でどのようになるのでしょうか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 工事契約書の中には、スライド条項、インフレスライド、物価の上昇に伴う物価スライド、全体スライド、1年を通して急激なインフレ状態になった場合のスライドの条項が入っておりますので、それに従って、あと国交省からもガイドライン等、告示等が出ておりますので、それに従って対応するということになると思います。

以上です。

1. 委員（皿海ふみ） あと、契約した場合の工事スケジュールで、142ページの参考資料でつけていただいているのを見たら、議場回りが1月から9月までで、追加資料でつけていただいた7ページを見ると、3階が4月末、5月から9月までという矢印にはなっているんですけども、結局、議場を先に1月からするというようなイメージなのか、ちょっとこの整合を教えてください。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 議場につきましては、仕様書にも書かせていただいておりますが、議会の移動等がございますので、8年度の1月から9年度の9月いっぱいまでで仕上げるようにとの工程をうたっております、3階につきましては別の工事で進めさせていただきますので、議場と3階とは重なる部分がございますけれども、取りあえず別工程で進めさせていただきますので、その辺はちょっとご協力いただきたいと。

以上です。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

1. 委員（黒田 実） 議案第40号については反対をいたします。これまでの改修による庁舎機能の維持なのか、あるいは大きくもう改築するのかということについては、まだまだ検討する余地があり大きな疑義があるところがございます。将来負担先送りをするという大きな懸念もあるところでありますので、この締結については反対をいたします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論はございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) それでは、これより議案第40号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

1. 委員長(岡田伴昌) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(岡田伴昌) では次に、議案第29号 交野市職員分限懲戒審査委員会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員(皿海ふみ) 審査委員会で審査する際の懲戒処分の基準とかあると思うんですけども、規則とか何か指針とか、どういうもので定められているのか教えてください。

1. 人事課長(植垣和貴) 答えいたします。

国家公務員の指針を参考として策定した懲戒処分の指針といったものがございまして、そちらのほうに非違行為の標準ケン類型でありますとか標準的な処分量定とか規定されております。

1. 委員(皿海ふみ) 参考資料の71ページの第3条の委員構成なんですけれども、特に難しい案件以外、弁護士等が入らない場合、副市長と教育長、総務部長、総務部次長で4人だけになってしまうと思うんですけども、何かちょっと少ないのかなという印象なんですけれども、現状はそういった場合、どんなメンバーで何人でやっているのか教えてください。

1. 人事課長(植垣和貴) 答えいたします。

ケース・バイ・ケースでございまして、残った委員だけで審議するのもございしますが、あるいは例えば委員が何でか除斥事由とかに該当してちょっと抜けざるを得ないような案件におきまして、例えばほかの部の部長であったりだとか、そういう方を指名して委員とするようなケースもございします。

1. 委員(皿海ふみ) そしたら、基本的にはこの4人だけなんですけれども、場合によってほかの部の部長とか理事であったりとかを追加することも考えているということでもいいんですか。

1. 人事課長(植垣和貴) 答えいたします。

そうですね、委員おっしゃるとおりで。その第3条の参考資料のところではいいまして、「③(特に必要がある場合)委員長が指名する職員」というのがございしますが、必要であればこちらのほうに当てはめて、ふだんは委員ではない方を委員として指名することもあり得るということでございます。

1. 委員(黒田 実) 私からも確認をいたします。

今回、追加で頂いた資料で、これ3ページですね、従来の対応の問題点、課題として、従来はいわゆる庁内委員会で、ただ適正に審査してきたものであると。適正に行ってきています、ただ今般の内部通報の件を踏まえると云々となるんですけども。先ほどの予算審議でもそうだったんですけども、これ、分限懲戒処分にまで内部通報のあの問題は全く至っていませんし、そもそも別物であるところ、今回、附属機関としてすると、より厳

正にそういった審査をするんだと。それはそれで分かるんですよ。これ理由としてはやっぱりしっくりこない。一連のパワハラ問題は調査がどうだったのかということが大きな争点で、そこまで全く至っていないので、ちょっと今回、内部通報も踏まえながらとかいうんですけども、少しこれ、それが果たして起因なのかどうか。やろうとしていることがどうだということではなく、この問題点、課題、こういった今回の条例制定の背景、しっくりこない。説明を願います。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

繰り返しにはなってしまいますが、あくまで現在のコンプライアンス遵守、そういったところでは重要性が叫ばれるご時世、それから内部通報のことがあった一件を踏まえまして、やはり誰から見てもより公正な委員会というところで今回提起してものでございます。

1. 委員（黒田 実） これまでの審査委員会で、なかなか公正、公平が保てなかったとかいうようなことが明らかであれば分かるんですよ。だけれども、やはり繰り返しの答弁でもやっぱりしっくりきません。

今回、附属機関として格上げをするというか、そういう適切な言葉かどうか分からないですけども附属機関にすると。これはこれで審査会の厳正さをより担保するという趣旨は理解するんですけども、いずれにしてもこのパワハラ問題とリンクさせて何か対策をやっているかのように見えてしまいますので、これはもう分けて考えていただきたいということをはっきり申し上げておきます。

繰り返しになりますけれども、やはりその審査に至るまでの調査の在り方についてのルールづくり等、そちらのほうが優先であるというふうに意見として申し上げておきます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（松村紘子） 72ページの4のところの施行期日及び準備行為のところ、条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるということで書かれているんですけども、必要な準備行為というのはどういったものがあるんですか、教えてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

今回、外部有識者委員としましては弁護士の方を想定しております。実際に行っている内容といたしましては、大阪弁護士会のほうに現在委員の推薦依頼を行っているところでございまして、これが準備行為に相当します。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の2ページのところで、今回は月額で一律7千900円増額、影響額6千198万円という内容になっていますけれども、2月に一旦労使合意をする予定だった内容と比べて、ここのあたりどのような状況か教えてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

2月の合意時点では1万100円程度加算することを想定しておりまして、そこからは地方財政における国の見込んでいる措置率等を踏まえましてちょっと値に修正があるというところで、再度組合のほうに協力をお願いし、現在7千900円に至っているものでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 7千900円という額になった根拠といますか、考え方についてももう少し教えてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

1つは先ほど申しました地方財政です。国のほうで地方財政の会計年度の給料改定率がどれくらい見込まれているのかということ。それから、令和4年頃以降、人事院勧告におきましては増額の改定がずっと続いておりますが、今日まで会計年度任用職員の給料表の改定もほぼ常勤職員の給料表と同様に改定してきて、その結果、毎年、国の財政措置率をちょっと超えるような部分というのが累積されてきている現状がございます。そういったところの累積値をこれ以上増やさないとということと、それから令和7年度の財政措置率を踏まえて、今回この7千900円という額を算出しているところでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 国の財政措置が十分でないというのは、多分ほかの自治体でも似たような状況があるのかなと思うんですけども、例えば北河内の各市の状況とか分かる範囲で教えてくださいいただけますか。改定状況を、すみません。

1. 市長（山本 景） お答え申し上げます。

市によるんですが、極端な例、寝屋川市に至ってはもう見直しはしないし、遡及適用すら一切していないと。広瀬さん本人に私聞きましたけれども、何でもう年間決まった賃金で働いている人らに、うち本来、後から払っていますよ、そんなことすんねんというふうにかかなりお怒りのご様子でございました。寝屋川市みたいな例もあり、うちよりもうはるかにカクカもほとんど上げていないという自治体、期末勤勉手当すら満額で出していないというようなそういうケースが北河内の中にはございます。

1. 委員（皿海ふみ） 市長のほうも国に要望に行ってくださいというふうにはお聞きしているんですけども、交野市、会計年度の割合も多いですし、その処遇改善が少し抑えられてきて、もっと条件のいい他市に流れてしまうとかいうような心配という、影響とかはないでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

給与面に関してはそういう金銭的な制約といったところがある中で、一定国を糸口としてこういった結果になってしまう分に関してはちょっと我々も正直残念な部分がございます、その代わりとっては何なんです、ほかの勤務条件のところ改善できるところ

はないかと我々も模索しまして、主に特別休暇等の休暇面のほうをより充実させることで、それが代わりになるとまでは言いませんけれども、一定少しでもできることは対応させてもらっているところでございます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席ただいで結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第49号 令和8年度交野市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

校正前原稿